

高等教育の修学支援新制度による授業料等減免の取扱い変更について

名城大学は令和8年度より、高等教育の修学支援新制度に基づく授業料等減免の取扱いを変更いたします。

これまで本学では、授業料を含む学費全額をご納入いただいた後、減免相当額を返金する「還付方式」としておりましたが、令和8年度からは、授業料減免額をあらかじめ差し引いた金額をご納入いただく「減免方式」へ変更いたします。

なお、授業料等減免額は、日本学生支援機構（JASSO）給付奨学金の支援区分により異なります。また、給付奨学金の申請状況に応じて、取扱いが以下のとおり異なります。

【支援区分が確定している方】

授業料減免後の金額にて納付をご案内いたします。

【支援区分が確定していない方】

① JASSO 給付奨学金を申込中の場合

7月（後期は12月）まで学費全額を納付猶予し、給付奨学金の採用後に授業料減免後の金額にて納付案内をいたします。

② 支援区分見直し等で区分が確定していない方

7月（後期は12月）まで学費全額を猶予し、支援区分確定後に授業料減免後の金額にて納付案内をいたします。

※採用結果や支援区分確定が8月（後期は1月）以降になった場合は、学費全額をご納入いただき、採用後に授業料減免相当額を還付いたします。

※新入生はこれまでどおり、還付方式（授業料を含めた学費全額をご納入いただき、後日減免額を還付）といたします。

以上